

琉球大学学術リポジトリ

要請. 決議 (早期復帰) (II)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-28 キーワード (Ja): 沖縄施政権早期復帰を求める決議 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43336

他目的要請、決議

要請書

住民自治権は国際的に認められた民主主義の原則である。

琉球政府主席公選は、立法院の方場一致の決議であり、沖縄県民の総意である。

従って主席公選の実現の要望に対し、之に弾圧干渉を加えることは、国連憲章、世界人権憲章、植民地廃棄宣言の主旨からして許されぬところがある。

われわれは上述の主旨に基き、沖縄県民の総意を尊重し、行政首席の公選の即時実施を要求し、これに比する現地米民政府並に警察当局の干渉を断呼して排撃するものである。
右要請する。

一九六四年十月三十一日

日本社会党

委員長 河上文太



外務大臣 椎名悦三郎 殿

アメリカ局長

米事

米課長

沖繩に健康保険法

義務教育費国庫負担や

地方交付税法などなど

新日米協議委で審議御願い

一九六五年一月二十六日 (V.P.)

こんどの佐藤・ジョンソン会談の、成果の一つとして高く評価されている沖繩問題の、
「現存日米協議委員会が、経済援助問題のみにとどまっていたのを、今後は沖繩住民の福祉
向上をはかるため、ほかの問題についても協議し得るよう、同委員会の機能を拡大すること
に原則的に意見一致した」との、画期的共同声明について、橋本官房長官は、記者会見で
「ほかの問題とは行政問題を意味する」との、力強い言明をされて居ります。これにより、
愈々沖繩問題解決の土俵ができるとの希望が湧いているのであります。
機能拡大の新日米委員会の運営に、切実な関心を寄せている我々は、まづ、昭和二十年の終
戦直前まで行われていた日本行政中の、次の三点が民生安定福祉向上を促す緊急な要務とし
て、優先的に協議事項に御取上げ下さつて、成るべく本年からでも、実行に移されるのを切
望し、特別の御配慮を仰ぐものであります。

陸

(1) 健康保険法実施 (2) 義務教育費国庫負担金交付 (3) 地方交付税法

沖繩には医療保険制度がなく、病氣して医者にかかると、ずいぶん高くつきます。カゼを引
いて診療を受けると、まづ五ドル(千八百円)、盲腸の手術を受けると百ドル(三万六千円)
かかり、住民大衆は過重な医療費に悩んで居ります。

日本本土国民のように、保険で安易に医者にかかれる有り難みと安心感がありません。この
国策による恵沢を九十万沖繩同胞に分ちあたえる人間尊重の政策から、日本の健康保険法が
この際沖繩に施行されるよう、御取り計らい下されたく、前記共同声明の沖繩住民の福祉向
上に日米協力するとの精神に添う所以と存じます。

(2)の義務教育費国庫負担金は、明治以来数十年間、全国各府県並みに、終戦前まで支給され
てきました。現在、日本憲法が行われておりませんので、憲法上の義務とは申されませんが
しかし事實は、沖繩の父兄母姉は、明治時代からの慣習そのまま、子女の教育を義務と心得、
自発的に就学を勵行していることは、まさに、日本人として日本憲法精神を遵守履行してい
るといつていふと思えます。

また、沖繩の教育は、日本の教育基本法に準じ、専ら日本人教育を主眼とし、教科書も日本
と同一のものであり、既に教科書の無料配給も行われているのは御承知の通りであります。
これは、現地沖繩五千の男女教育者が団結し、数年間米国側と折衝を重ねて、から得た成果
であります。この努力に報ゆるにも、教職員俸給は全国並みに、国庫負担金から支給されるべ

きが至当と存じますし、兼ねて、教材に要する経費の国費支出も望ましく、かくて、沖縄の教育者も、元通り、日本の教育者たる誇りで一段と教職にはげむのであります。教育水準の向上という高い観点から、ぜひ米国の同意を得て頂きたい。

(3)の地方財政交付金制は、戦時中、短期間でありましたが、県市町村財政を潤おし、住民負担軽減と共に、教育、衛生、土木、勲業各方面に施策が行われ、非常な活気を呈し、国策による幸福感を享受したのであります。民族精神高揚と、地方団体独立性強化からこの制度の再来、復活が沖縄で強く要望されて居ります。

兎も角、日米協議委員会で、行政問題が協議できる新体制は、施政権返還に対する日本政府および国民の願望に理解を示した大統領ジョンソン精神の現われであり、施政権数部つつ返還の、なしくづし便法も考究されたい。よつて我々念願の前記三行政を真つ先に軌道に乗せて頂きたく御願ひ申します。

沖繩諸島祖国復帰期成会

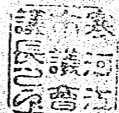
- 代表委員 仲吉良光 前沖繩県立第二高女教諭 松田賀徳
 (元首里市長) 東京都江戸川区小松川町四ノ四七 東京都小平市小金井南町三ノ八ノ二六
 東京沖繩 神山政良 沖繩歴史 新里金福
 県人会長 東京都文京区西片町三丁目八ノ二四 研究会 川崎市上麻生二二二六

- | | | | |
|-------------|-------------------|------------|--------------|
| 特許弁理士 | 久高得吉 | 牧場主 | 米須清徳 |
| 講談社 | 東京都世田谷区新町二ノ三二九 | 沖繩音楽研究会 | 川崎市大島町四ノ三七 |
| 菅綱部 | 森田孟睦 | 琉球文学研究 | 川崎市川島町一ノ五〇四 |
| 沖繩歴史研究会 | 東京都文京区雑司ヶ谷二二五 | 弁護士 | 島袋盛敏 |
| 青山学院大学講師 | 比屋根安定 | 元沖繩県農業技師 | 横浜市西区元久保町五七 |
| 順天堂大学教授 | 東京都国分寺本多新田四二七〇 | 熊本沖繩県人会長 | 大阪府牧方市岡二〇八 |
| 在東京沖繩婦人団体役員 | 石川元通 | 医学博士 | 豊城市甲子園口三ノ二七八 |
| 前沖繩第一高女教諭 | 東京都豊島区馬込六ノ八四七 | 復期期成会北九州代表 | 立津政順 |
| 弁護士 | 渡久地節子 | 元沖繩県立第一中教諭 | 熊本市熊本医大 |
| 著述家 | 米須俊子 | | 山崎瑞公 |
| | 東京都練馬区関町六ノ三四三 | | 八幡市熊西町一丁目 |
| | 大城豊 | | 鹿兒島市武町一六四 |
| | 東京都文京区高田老松町十七 | | |
| | 伊波南哲 | | |
| | 東京都北多摩郡保谷町下保谷二五八六 | | |

案市議収発第六五二号

昭和三十九年九月二十一日

寒河江市議会議長 仁藤 貞一



日中国交回復に関する意見書の提出について

みだしのことについては、地方自治法第九十九条第二項の規定により、別紙のとおり提出します。

外務大臣
権友光郎 殿

意見書

日中国交回復に関することについて

わが国と中華人民共和国との国交正常化を望む日本国民の声は年を追って高まってきましたが、こんど中華人民共和国とフランスとの国交が回復されたのをきっかけに、日中国交回復の声は、すべての階層を含む大きな世論になつていきます。世界総人口の四分の一を占め、祖国の大建設を着々進めている中国を国家として認めないなどということが国際政治の上からどんなに道理にあわないものであるかますます明らかになつていきます。

こゝろ新しい情勢のなかで、歴史的、地理的に特別な関係にある日本と中国が戦後依然として国交がむすばれていない不合理な状態は、まづたく憂慮にたえません。

わたしたちは、今こそ国民の手によつて日中国交回復を実現しなければならぬ大切な時期にきていると考えます。

以上の諸点から、中華人民共和国との国交を即時回復し、貿易、経済、文化の交流を拡大されるよう要望いたします。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和三十九年九月十二日

寒河江市議会議長 仁藤 貞一



外務大臣
権友光郎 殿

昨日の夜記。議長及び評議員等が九州市議会議長会定期総会を開催し、地方自治
に關し、諸情勢下を以て、各方面より、慎重審議の結果、別紙事項を満場一致可決致しました。
つきましては、そのすみやかなる実現につき、格別の御高配を賜りますよう要望いたします。

(附)

九州市議会議長会要望書

抄

アメリカ局長
参事官
北米課長

要 望 書

昭和三十一年五月八日、唐津市において第三十九回九州市議会議長会定期総会を開催し、地方自治
体当面の緊急諸問題について慎重審議の結果、別紙事項を満場一致可決致しました。
つきましては、そのすみやかなる実現につき、格別の御高配を賜りますよう要望いたします。

昭和三十一年六月十日

九州市議会議長会会長

唐津市議会議長 宮 崎 芳



外務大臣
大平正芳 殿

大東亜戦争中飛行場用地として強制的に
買上げられた土地返還について

大東亜戦争中（昭和十八年末期から昭和十九年五月）旧日本軍の飛行場用地として、平良市及び下地村（現在は下地町と上野村に分離）の土地が強制的に接収されたことは、当時の住民にとつて軍の命令とはいえ、極度に窮迫していた戦時中の食糧難時代において地上作物の収穫を待つ余猶すら与えず、作戦遂行上急を要するという理由で一気に飛行場建設作業が行なわれた為に食糧の欠乏による人心の動揺は激しくあたら生命を失う者もあり、さらに軍においては、現金を支払う代りに買上価格を記入した証書を強制的に渡すか、あるいは、半額を現金で支払い、残りは凍結された郵便貯金通帳（凍結されて現在に至るまで支払われていない）を交付したため、地主は現金を所持する道さえ断たれて一坪の代替地すら求めることができなかつたのである。

これらの地主は、現在に至るまで更生資金として金融機関から融資を受けるにも担保となるべき土地財産もなく、辛うじて当時接収された土地に莫大な小作料を支払って耕作しなければならぬ惨めな境遇にある。

このようにして強制的に接収された土地も講和条約が発効された現在土地狭小な離島に再び軍の飛行場用地として利用されることもないと確信するが今尚、旧陸海軍用地として登記され、琉球民政府が管理して、小作料を徴収している実情を御賢察の上、強制的に接収された平良市、下地町及び上野

村の土地を次の通り旧地主に返還して貰うよう、重ねて要望する。

記

- 1 戦時中飛行場用地として強制的に接收された土地を当時の旧地主に返還してもらいたい。
- 2 現在飛行場に使用している土地も一応旧地主に返還した後賃貸契約によつて適当な使用料を支払って貰いたい。
- 3 接收された三ヶ町村の土地は次の通りである。

市町村名	接收面積	耕作面積	賃貸料	備考
平良市	一六四・六	二〇八・六	二九・〇 <small>（賃貸）</small>	八四
下地町	五七四・二	五二〇・九	三〇・四	三四
上野村	二六〇・五	二二九・三	五・五	六九
計	三九八・三	二八八・七	二〇・九	
計	大東市 三九八・三	大東市 二八八・七	大東市 二〇・九	

アメリカ局長
参事官
北米課長

沖市町村発第335号
1964年8月17日

日米協賛委員会
委員 推 岩 悦 三 郎 殿

沖縄市町村会
会長 仲 村 栄

沖 野 長
繩 村 峯
市 会 印

財政援助の拡大に関する要請について

要処理要連絡
要研究至急
課長
高 藤 吉 田
有 川
大 吉 津

このことについて、別冊のとおり要請しますので、善処下さる
ようお願いいたします。

北米課受信印
39.8.20

大臣
39.8.20
秘書官印

4644

財政援助の拡大に関する要請

1964年8月

沖縄市町村会

財政援助の拡大に関する要請

沖繩が米国の施政下におかれてから19年を経過した。その間、日米両政府の援助により、住民の生活水準は次第に向上してきたとはいっても、本土と比べた場合、その差はいちぢるしいものである。

われわれは、この窮状を打開するため、機会あるごと日米両政府に対し、本土各県なみの行政水準への引き上げを訴えつづけてきた。さらに池田、ケネディ共同声明、故ケネディ大統領の行政命令及びブライス法などを基調にして、大巾な援助要請を行なつてきたのであるが、未だに本土類似県なみの行政水準にはほど遠いものである。

これは次の理由および別冊要望資料〔①本土町村と沖繩の市町村(教育区を含む)との比較 ②九州(県・町村)と沖繩(政府・市町村)との財政比較 ③市町村交付税法を本土法に適用した場合 ④奄美大島と沖繩の市町村(教育区を含む)との財政比較〕によつても、沖繩の政府及び市町村の財政が如何に貧弱であるかが明白である。

このような見地から、本土府県なみの行政水準に引き上げるためには、日米両政府の緊密な協力のもとに、沖繩に対する財政援助を拡大していただくよう要請する。

1 日米援助について

1965年度の琉球政府一般会計に繰入れられる日米両政府の援助金は、米政府が6,910,000ドル(24億8,760万円)、日本政府4,028,552ドル(14億5,027万9千円)で、その合算額は、10,938,552ドル(39億3,787万9千円)である。これは琉球政府の一般会計予算額57,207,763ドル(205億9,479万5千円)の19.1%に当たる。

これを類似県(徳島県・高知県・島根県・佐賀県)の1962年度の決算より、国庫支出金と地方交付税の合算額の類似県平均は歳入総額の68.3%も占めている。

この事実からしても沖縄の住民の負担が、いかに過重であるかは明白であり、池田・ケネディ会談において、日米が協力して琉球住民の福祉安寧と経済発展援助のため、本土類似県なみ100億援助の必要が強調された所以と見なされる。

2 本土法を適用した地方交付税と国庫支出金について

(1) 地方交付税

昭和39年度の本土法を適用した沖縄の地方交付税額は、県分が2,217,660.5ドル(7.9億8,357万8千円)、市町村分が1,214,342.5ドル(4.3億7,163万3千円)で、県分、市町村分を合算すると、3,432,002.8ドル(12.3億5,521万1千円)となる。

(2) 国庫支出金

国庫支出金の推計は、1962年度の類似県の一当たりの平均額を基準として、さらに1965年度は、1962年の額に20%の伸張度をもて推計した。

これによると1965年度の沖縄の国庫支出金は、県分18,993,011ドル(68億3,748万4千円)、市町村分が4,217,791ドル(15億1,649万8千円)で、県、市町村分を合算すると、23,210,802ドル(83億5,398万2千円)となる。

3 援助方式について

現在、沖縄に対する日米の援助方式は、米国援助の公安及び保健衛生に対する援助金だけが抱括方式が採用され、その他は、日米ともすべて拾い上げ方式が施行されている。

沖縄に対する最も効果しい援助方式は、本土府県同様な財政調整的な交付税方式を採用してもらいたい。

4 府県なみ財政援助について

現在、府県及び市町村に対して、国庫から支出されている地方交付税、国庫支出金を本土法に適用した1965年度の沖縄の県・市町村分の合算額は、5,753,0830ドル(207億919万3千円)となる。

これを同年度の日米両政府の援助金1,0938,552ドル(3.9億3,787万9千円)に、琉球政府が市町村に対して交付している市町村交付税総額(教育財政調整補助金22万ドルを含む)4,076,774ドル(1.4億6,763万9千円)と合算した額15,015,326ドル(5.4億5,51万8千円)と比較すると、その差額は4,251,504ドル(15.3億3,67万5千円)となる。

沖縄を本土府県なみの行政水準に引き上げるには、その不足額を日米両政府で援助してもらいたい。

(参考)

沖縄を本土府県なみとしてみる場合の財政規模は、本土法を適用した地方税収入見込額、地方交付税推計額及び類似県1人当り国庫支出金額を基準として、推計した国庫支出金の合算額から、これに充当できる財政収入、すなわち本土法を適用した地方税収入見込額、国税収入見込額(国政事務に要する財政需要を上回る数)および日米両政府の援助金の合算額を差し引いた額が府県なみとした沖縄の規模是正に必要な額とみることができる。しかし、ここでは既述したような方法をとつた。

第1表 地方交付税(県分)を本土法適用推計

区 分	千円	\$
A 基準財政需要額	8,301,344	23,059,289
B 基準財政収入額	8,177,866	22,715,744
C 財源不足額	7,483,578	20,787,715
C' 普通交付税	7,483,578	20,787,715
C'' 特別交付税	500,000	1,388,888
C'+D 交付税総額	7,983,578	22,176,603

第2表 県分基準財政需要額

経費の種類	測定単位	補正後 数値	単位費用		需 要 額	
			円	\$	円	\$
一 警察費	警察職員数	1,005	766,000.00	2,127.78	769,850	2,138,417
二 土木費						
1 道路費	道路の面積	7,501,099	3240	0.09	2,430,366	6,751,100
	道路の延長	1,407,980	186.00	0.52	261,884	727,456
2 橋梁費	橋りょうの面積	2,2553	471.00	1.51	10,623	29,508
	木橋の延長	1,058	11,200.00	3.11	11,850	32,917
3 河川費	河川の延長	184,500	41.60	0.12	7,675	21,319
4 港湾費	港湾(漁港を含む) におけるけい留施設 の延長	14,171	2,260.00	6.28	32,026	88,961
	港湾(漁港を含む) における外かく施 設の延長	3,305	4,400.00	12.22	14,542	40,394
5 その他の 土木費	人 口	1,196,630	227.00	0.63	271,635	754,542
	面 積	478	1,457,000.00	4,047.22	6,964	19,344
	海岸保全施設 の延長	40,000	356.00	0.99	14,240	39,556
三 教育費						
1 小学校費	教職員数	3,930	333,700.00	926.94	3,114,441	3,642,892
	学校数	227	79,000.00	219.44	17,933	49,814
2 中学校費	教職員数	2,040	322,900.00	896.94	658,716	1,829,767
	学校数	162	79,000.00	219.44	12,798	35,550
3 高等学校費	教職員数	1,709	565,600.00	1,571.11	966,100	2,685,028
	生徒数	27,443	5,530.00	15.36	151,760	421,556
4 その他の 教育費	人 口	1,212,527	109.00	0.30	132,165	367,125
	盲学校、聾学校及 ひきこもり学校の幼児 児童及び生徒の数	248	104,000.00	288.89	25,792	71,644

経費の種類	測定単位	補正後 数値	単位費用		需 要 額	
			円	\$	円	\$
四 厚生労働費						
1 生活保護費	町村部人口	1,066,586	334.00	0.93	356,240	989,556
2 社会福祉費	人 口	1,201,046	142.00	0.39	170,549	473,747
3 衛生費	人 口	1,043,836	338.00	0.94	352,817	980,047
4 労働費	工場事業場労働者数	48,119	433.00	1.20	20,836	57,878
	失業者数	15,000	37,100.00	103.06	55,650	154,583
五 産業経済費						
1 農業行政費	耕地の面積	48,382	2920.00	8.11	141,275	392,431
	農 家 数	9,6830	4,480.00	12.44	433,798	1,204,994
2 林野行政費	林野の面積	348,64	2,450.00	6.81	85,417	237,269
3 水産行政費	水産業者数	6,899	14,900.00	41.39	102,795	285,542
4 商工行政費	商工業の従業者数	122,715	8,620.00	23.9	105,780	293,833
六 その他の 行政費						
1 徴 税 費	道府県の税額	817,766	117.00	0.33	95,679	265,775
2 恩給受給 権者費	恩給受給権者数	5,000	39,400.00	109.44	197,000	547,222
3 その他の 諸 費	人 口	22,316,49	490.00	1.36	1,093,508	3,037,522
	面 積	936	180,000.00	500.00	168,480	468,000
七 災害復旧費	災害復旧事業費の 財源に充てた地方 債の元利償還金		950.00	2.64		
八 特定債償還 費	公営事業等特定 の財源に充てた ため発行を許可され た地方債に係る元 利償還金		250.00	0.69		
合 計					3,301,344	23,059,289

第3表 県税収入見込推計

項 目	1962年度		1965年度	
	千円	\$	千円	\$
県 民 税	104,000	288,889	138,424	384,511
(1) 個人均等割	21,000	58,333	27,951	77,642
(2) 個人所得割	42,000	116,667	55,902	155,283
(3) 法人均等割	1,000	2,778	1,331	3,697
(4) 法人税割	40,000	111,111	53,240	147,889
専 業 税	274,000	761,111	364,694	1,013,039
不動産取得税	89,000	247,222	118,459	329,053
たばこ消費税	130,000	361,111	173,030	480,639
自動車税	171,000	475,000	227,601	632,225
小 計	768,000	2,133,333	1,022,208	2,839,467
そ の 他	93,000	258,333	123,783	343,842
合 計	861,000	2,391,666	1,145,991	3,183,309

地方交付税(市町村分)を本土法適用推計

第4表

区 分	本土法適用(昭和39年度)	
	千円	\$
A 基準財政需要額	4,751,883	13,199,675
B 基準財政収入額	830,250	2,306,250
C (A-B) 財源不足額	3,921,633	10,893,425
C' 普通交付税	3,921,633	10,893,425
D 特別交付税	450,000	1,250,000
C+D 交付税総額	4,371,633	12,143,425

第5表 基準財政需要額推計

経費の種類	測定単位	補正後数値	単位費用		需要額		
			円	\$	千円	\$	
一 防費	人口	811,990	447.00	1.24	362,960	1,008,222	
二 土木費	1 道路費	面積	6,274,224	14.50	0.04	90,976	252,711
		延長	1,417,831	13.60	0.04	19,283	53,564
	2 橋りょう費	面積	16,123	454.00	1.26	7,320	20,333
		延長	3,173	784.00	2.18	2,488	6,911
	3 港湾費	けい留施設の延長	377	2,230.00	6.19	841	2,356
	(含漁港) 外かく施設の延長	457	4,400.00	12.22	2,011	5,586	
4 都市計画費	都市区域人口	369,408	213.00	0.59	78,684	218,567	
	区画整理施行面積	750,000	11.90	0.03	8,925	24,792	
5 その他の土木費	人口	780,792	134.00	0.37	104,626	290,628	
三 教育費	1 小学校費	児童数	159,774	1,590.00	4.42	254,041	705,669
		学級数	3,606	116,600.00	323.89	420,460	1,167,944
		学校数	237	536,000.00	1,488.89	127,032	352,867
	2 中学校費	生徒数	77,799	1,740.00	4.83	135,370	376,027
	学級数	1,675	127,900.00	355.28	214,233	595,092	
3 高等学校費	生徒数	157	533,000.00	1,480.56	82,082	228,006	
	教員数		568,800.00	1,580.00			
4 その他の教育費	人口	1,239,776	282.00	0.78	349,617	971,158	
四 厚生労働費	1 生活保護費	市都人口	460,894	292.00	0.81	134,581	373,836
	2 社会福祉費	人口	950,092	78.00	0.22	74,107	205,853
	3 保健衛生費	人口	1,003,279	112.00	0.31	112,367	312,131
	4 清掃費	人口	1,003,279	345.00	0.96	346,131	961,475
	5 労働費	失業者数	5,000	37,100.00	103.06	185,500	515,278
五 経産費	1 農業行政費	農家数	101,215	3,360.00	9.33	340,082	944,672
	2 商工行政費	商工従業者数	80,790	284.00	0.79	22,944	63,733
	3 その他の産業費	林水従業者数	8,197	2,070.00	5.75	16,968	47,138

経費の種類	測定単位	補正後数値	単位費用		需要額		
			円	\$	千円	\$	
六 その他の行政費	1 徴税費	市町村の税額	850,250	125.00	0.35	103,781	288,281
	2 戸籍住民登録費	本籍人口	986,171	50.00	0.14	49,309	136,969
		世帯数	229,057	199.00	0.55	45,583	126,620
3 その他の諸費	人口	1,261,869	805.00	2.24	1,015,805	2,821,681	
七 災害復旧費		災害復旧事業費(指定又は許可分)の元利償還費	128	342,000.00	950.00	43,776	121,600
八 指定費		公共事業指定債の元利償還金		250.00	0.69		
九 業債償還費		辺地特別措置法による地方債の元利償還		570.00	1.58		
		高等学校生徒急増対策費		16,000.00	44.44		
		合計				4,751,883	13,199,675

第6表 市町村税収入見込推計

項 目	1962年度 税 額		1965年度 税 額	
	百万円	\$	百万円	\$
市町村民税	236	655,556	314	872,545
(1)個人均等割	54	150,000	72	199,650
(2)個人所得割	116	322,222	154	428,877
(3)法人均等割	2	5556	3	7,395
(4)法人税割	64	177,778	85	236,623
純固定資産税	369	1,025,000	491	1,364,275
(1)土地	209	580,555	278	772,719
田	38	105,555	51	140,494
畑	67	186,111	89	247,714
宅地	104	288,889	138	384,511
(2)家屋	110	305,556	146	406,695
(3)償却資産	50	138,889	67	184,861
たばこ消費税	180	500,000	240	665,500
電気ガス税	47	130,555	62	173,769
小 計	832	2,311,111	1,107	3,076,089
そ の 他	75	208,333	100	277,291
合 計	907	2,519,444	1,207	3,353,380
徴 収 率	85%		85%	
収 入 額	777	2,141,667	1,034	2,850,559

第7表 国庫支出金の推計

区 分	人 口	県 分		市 町 村 分	
		千円	\$	千円	\$
徳島県	847,274	5,964,025	16,566,736	1,047,296	2,909,156
高知県	854,595	6,134,426	17,040,072	1,669,628	4,637,856
島根県	888,886	5,899,382	16,387,172	1,247,885	3,466,347
佐賀県	942,874	4,800,552	13,334,867	1,092,604	3,035,011
平均 (一人当り)	883,407	5,699,596 (6,452)	15,832,222 (18)	1,264,353 (1,431)	3,512,093 (3,98)
沖 縄	883,122	5,697,903	15,827,508	1,263,748	3,514,826
1965年度推計		6,837,484	18,993,011	1,516,498	4,217,791

- 注 1. 類似県の国庫支出金は昭和36年度の決算額である。
2. 沖縄の同年度(1962年度)の推計額は、類似県の一人当り国庫支出金平均額を基準として推計した。
3. 沖縄の1965年度の国庫支出金の推計額は1962年度額に20%の伸張度をみて推計した。

才8表

1965年度 米國援助

事 項	金額(千円)	金額(\$)
1 公 安	28,800	800,000
2 公衆保健衛生業務	14,400	400,000
3 法 務 局	3,240	90,000
出入管理部庁舎	3,240	90,000
4 經 済 局	12,600	350,000
土地改良事業	12,600	350,000
5 建設運輸局	69,300	1,925,000
道路工事費	25,200	700,000
海岸保全費	7,200	200,000
港湾工事費	10,800	300,000
都市計画事業費	21,600	600,000
公営住宅建設費	4,500	125,000
6 厚 生 局	33,600	935,000
看護学校建設費	3,240	90,000
病院備品	9,000	250,000
環境衛生費	3,600	100,000
風土病対策費	1,080	30,000
性病予防費	4,500	125,000
トラコーマ予防費	1,800	50,000
結核予防費	5,400	150,000
予防接種事業費	9,000	250,000
保健所建設費	1,800	50,000
児童相談所建設	2,340	65,000
7 文 教 局	84,960	2,360,000
科学教育振興	4,860	135,000
産業教育振興	1,800	50,000
英語教育普及	3,600	100,000
学校建設	28,800	800,000
給料補助	36,000	1,000,000
公立学校備品補助	5,400	150,000
学校放送備品	4,500	125,000
8 警 察 局	1,800	50,000
救難艇建造	1,800	50,000
合 計	2,487,600	6,910,000

才9表

1965年度 日本援助

事 項	金額(千円)	金額(\$)
1 農畜研究器具整備援助金	2,105.4	58,483
2 漁港施設整備援助金	6,601.6	183,378
3 農林漁業資金援助金	300,000	833,333
4 航路標識援助金	6,702	18,617
5 造林事業援助金	49,477	137,436
6 治山事業援助金	16,754	46,539
7 治水事業援助金治	4,680	13,000
8 護岸施設建設援助金	148,482	412,450
9 土地改良事業援助金	92,485	256,903
10 橋梁建設整備援助金	15,446	42,906
11 道路建設整備援助金	62,597	173,881
12 港湾施設援助金	73,800	205,000
13 都市計画事業援助金	48,845	135,681
14 公営住宅建設援助金	45,000	125,000
15 気象観測整備援助金	47,268	131,300
16 土地調査援助金	123,426	342,850
17 公立学校職業教育設備援助金	7,200	20,000
18 教科書無償給与援助金	63,728	177,022
19 育英奨学資金援助金	32,432	90,088
20 身体障害者施設建設援助金	14,400	40,000
21 医学図書館建設整備援助金	37,800	105,000
22 医療機器整備援助金	25,379	70,497
23 結核患者渡航費援助金	5,401	15,003
24 琉球の青年及び婦人の日本に おける教育研究活動援助金	865	2,403
25 家畜改良増殖援助金	48,810	135,583
26 児童福祉施設援助金	42,910	119,194
27 フイラリヤ対策援助金	7,202	20,006
合 計	1,450,270	4,028,552

要 望 資 料

1964年8月
(昭39)

沖繩市町村会

目 次

I 本土町村と沖縄の市町村（教育区を含む）との財政比較 1

II 九州（県・町村）と沖縄（政府・市町村）の財政の比較 8

III 市町村交付税法を本土法に適用した場合 13

IV 奄美大島と沖縄の市町村（教育区を含む）との財政比較 18

I 本土町村と沖縄の市町村（教育区を含む）の財政比較

はじめに

沖縄の場合、市町村とは別法人になっている教育区の決算を目的別に分類し、市町村決算の中に合算した額を算出して、別表により本土の町村財政と比較して若干の分析を試みてみたい。

これを比較するに当り、沖縄は1962年度の市町村及び教育区の決算をとり、本土は昭和36年度の決算（昭和36年度地方財政統計年報）をとった。沖縄における市町村と教育区の決算を含む場合の政府支出金の額は、教育区に属する教員給与の6,589,164 ドルを差し引き、市町村から教育区に支出されている補助金291,529 ドル26セントは、相互間の重複額を控除して、一市町村平均の財政規模を算出したものである。

1 歳入の状況

(1) 地方税

地方税（市町村税）では、本土町村30.9%で一人当たり額8ドル24セントに対し、沖縄は27.6%で、一人当たり額3ドル69セントとなっており、構成比では僅かに下回っている程度であるが、一人当たり額では本土町村の2分の1となっている。

これからみると、沖縄の市町村は本土町村の半分の税金しか負担していないことになる。しかしながら、これは制度の違いにも基因していることを見逃すわけにはいかない。すなわち、本土の町村では電気ガス税やタバコ消費税などが、昭和36年度市町村税収入の総額の18.5%を占めていることを考えなければならない。

(2) 地方交付税

地方交付税では、本土町村の26.4%で一人当たり額7ドル3セントに対し、沖縄は11.1%で一人当たり額では1ドル48セントとなっており、構成比では、沖縄は本土町村の2分の1、一人当たり額では5分の1となっている。

地方交付税の比較では、沖縄の場合、教育区が別法人であるため、本土町村の交付税の中かなりの比重を占めている教育費が含まれていないことにもよるが、一人当たりの比較ではっきりしているように、沖縄における基準行政の策定に当って、沖縄の水準が著しく低いことと、基準行政費に当然算入されなければならない行政費を財政上の制約で算入していないことに基因するものであ

る。

(3) 一般財源

次に市町村税、交付税及び譲与税を含めた一般財源で比較すると本土町村の57.3%で一人当たり15ドル28セントに対し、沖縄は38.7%で一人当たり5ドル17セントとなっており、構成比でもかなり下回っているが、一人当たり額では約3分の1となっている。

一般財源の大きさを市町村財政規模を決定するといわれているが、沖縄の市町村の一般財源がいちぢるしく低いことは市町村財政の健全性が失われていることを示している。

(4) 国県支出金

本土町村の国庫支出金と府県支出金を合算した額と、沖縄の政府支出金についての比額をみると、本土町村の16.8%で一人当たり額4ドル46セントに対し、沖縄は19.0%で一人当たり額2ドル53セントで、構成比では沖縄の方が高くなっているが、一人当たり額では本土町村の2分の1となっている。いずれにしても、政府支出金の比重の高いことは好ましいことではない。特に沖縄のような貧弱な市町村財政の中から、これに対する所要経費の捻出ということは、市町村財政の弾力性が失われていることになる。また、制度の違い、いわゆる補助率の高低などで所要経費の負担率にも問題はがあるので、制度全般を通じて検討しなければその比較はむづかしいことである。

(5) 財源別歳入

財源別歳入で比較すると、自主財源では本土町村の42.8%で一人当たり額11ドル42セントに対し、沖縄は54.7%で一人当たり額は7ドル31セントとなっている。また、依存財源では、本土町村の43.2%で一人当たり額11ドル50セントに対し、沖縄は30.1%で一人当たり額4ドル1セントとなっている。

市町村財政の自主性を発揮させるためには、できるだけ自主財源を拡大することが望ましいことであるが、構成比では本土町村より沖縄の方が上回っている。しかし一人当たり額では大きな差額がある。いずれにしても現行制度では個々の市町村における財源保障は最終的には、財源保障制度である市町村交付税の運用を通じて行なわれるために本土町村の場合は、交付税の基準行政費の策定に当たって十分なる措置がなされていることと国庫支出金が大きいためである。

(6) 財産収入と雑収入

<2>

財産収入と雑収入では沖縄がかなり比重が高くなっている。これは市町村有地及び非細分土地（戦後の土地測量で所有地不明及び測量さくごによる土地）の軍用土地賃貸料が財産収入と雑収入にはいつていることと、さらに公営企業に属する収入が一般会計の歳入として扱われ、財産収入のなかにはいつている市町村などがあるためである。

(7) 地方債

地方債では本土町村の一人当たり額1ドル59セントに対し、沖縄は39セントで、本土町村の4分の1となっている。

これは本土では政府資金ないし政府の出資による地方団体のための特殊金融機関である公営企業金融公庫の資金で大中に地方債が発行されているが、沖縄には政府資金制度が設けられていないためである。

しかも沖縄の少ない地方債のうちでも、その8割程度は那覇市の水道及び公共事業に対する起債であり、早急に政府資金制度が設けられなければならない。

2. 歳出の状況

(1) 役所費

歳出決算額を主なる科目の構成比および人口一人当たり額で比較すると、役所費では、本土市町村の構成比19.6%に対し、沖縄が25.3%でいちぢるしく高くなっていることである。役所費はおおむね人件費や行政費に属する経費であり、その割合の高いことは歳出の弾力性の乏しいことを示している。一人当たり額では本土町村の5ドル2セントに対し、沖縄は3ドル10セントで、かなり下回っている。

(2) 社会労働費及び保健衛生費

次に沖縄の社会労働費、保健衛生費の割合が少ないことである。沖縄の場合、社会労働費の中に、本土では教育費の中に含まれている社会教育関係の補助金なども含まれているが、それでも本土町村と構成比は同じく8.5%で一人当たり額では2分の1となっている。

(3) 教育費

教育費の構成比は本土町村の23.5%に対し、沖縄は28.7%で比率が高くなっている。これは市町村とは別法人になっている教育区の歳出決算額をそのまま教育費としてみたためであるが、それでも一人当たり額では本土の6ドル2セントに対し、沖縄は3ドル52セントで、いちぢるしく下回っていることは決算規

<3>

(4) 産業経済費

投資的経費である産業経済費では、本土町村の15.2%で一人当り額3ドル90セントに対し、沖縄は7.3%で一人当り額90セントで、本土町村の4分の1となっている。

結局、本土町村と沖縄との財政構造の質的相違によるものである。

む す び

以上本土の町村と沖縄の市町村の、平均決算規模、構成比、一人当り額についての比較の主なる点について記述してみた。

すなわち、歳入決算額は人口一人当り本土町村の26ドル64セントに対し、沖縄は13ドル34セント、歳出決算では本土町村の25ドル57セントに対し、沖縄は12ドル27セントで、沖縄は教育区決算を含めても、本土町村の半分の財政規模しかないということになる。

既述したように本土と沖縄との比較については、制度の違いでこれを比較することは、いろいろ問題ではあるが、沖縄の場合教育区の決算を含めての比較であるので、ある程度適当なものではなかったかと考える。

これまでの比較によって沖縄の市町村財政の規模が小さく弾力性に乏しいことが数字の上ではっきりとあらわれている。その根本的な問題は日米両政府の援助金といっている、いわゆる支出金が少ないためであり、日米両政府の責任において市町村財政の強化が図られなければならない。

〈第1表〉 歳入決算の平均財政規模・構成比・人口一人当り比較 (単位:ドル)

区 分	沖縄 (市町村)		沖縄 (教育区決算を含む)		本土 (町村)	
	平均人口規模	一人当り額	平均人口規模	一人当り額	平均人口規模	一人当り額
1 地 方 税 務 局	35,320	2.40	54,263	3.69	95,518	8.24
2 地 方 税 務 局	21,773	1.48	21,773	1.48	81,543	7.03
3 地 方 税 務 局	13,699	0.93	37,282	2.53	30,491	2.62
4 国 庫 支 出	22,338	1.52	22,353	1.52	21,388	1.84
5 都 道 府 支 出	275	0.02	6,303	3.2	17,002	5.5
6 財 政 支 出	9,785	0.66	9,785	0.66	3,768	1.2
7 分 担 金 及 び 手 数 料	1,155	0.08	1,321	0.09	6,911	2.2
8 寄 附 金 入 金	5,673	0.39	6,047	0.41	7,978	0.69
9 繰 上 金 入 金	12,886	0.87	14,897	1.01	4,931	0.43
10 繰 上 金 入 金	14,369	0.97	16,683	1.13	9,153	0.79
11 繰 上 金 入 金	5,294	0.36	5,686	0.39	12,693	4.1
12 繰 上 金 入 金	142,567	9.68	196,393	13.34	17,552	1.51
13 計		100.0		100.0	308,961	100.0

注1 沖縄は1962年度の市町村及び教育区の決算、本土町村は昭和36年度の決算をとった。
 2 沖縄は60市町村(1963.3.31現在)で、人口883,122人(1960.12.1国調) 本土は2,910町村(昭和37.3.31現在)で人口33,742,712人(昭和35.12.1国調)をそれぞれ除いたのが平均人口規模である。

〈第2表〉 歳出決算の平均財政規模・構成比・人口一人当り比較 (単位:ドル)

区	分	沖繩(市町村)		沖繩(教育区決算を含む)		本土(町村)	
		平均人口規模 14,719人	一人当り額	平均人口規模 14,719人	一人当り額	平均人口規模 11,595人	一人当り額
1	議会	5,054	0.34	5,054	0.34	7,245	0.62
2	役所	45,629	3.10	45,629	3.10	58,240	5.02
3	消防	3,739	0.25	3,739	0.25	7,582	0.65
4	土木	21,296	1.45	21,296	1.45	33,604	2.90
5	教育	11,302	0.77	11,302	0.77	18,803	1.62
6	社会及び労働施設費	4,092	0.28	4,092	0.28	6,477	0.56
7	保健衛生	13,273	0.90	13,273	0.90	45,177	3.90
8	産業経費	10,145	0.69	10,145	0.69	12,381	1.07
9	財産調査	880	0.06	880	0.06	204	0.02
10	統計	7,288	0.49	7,146	0.49	14,344	1.24
11	選挙	6,115	0.42	6,227	0.42	22,090	1.91
12	公債	128,783	8.75	180,586	12.27	296,441	25.57
13	支出						
	計						

〈6〉

〈第3表〉 性質別歳入の構成比・人口一人当り比較 (単位:ドル)

区	分	沖繩		沖繩(教育区を含む)		本土	
		構成比	一人当り	構成比	一人当り	構成比	一人当り
1	自主財源	56.5	5.47	54.7	7.31	42.8	11.42
(1)	市町村税	24.8	2.40	27.6	3.69	30.9	8.24
(2)	財産収入	15.7	1.52	11.3	1.52	5.5	1.47
(3)	手数料使用料	6.8	0.66	5.0	0.66	2.2	0.60
(4)	その他	9.2	0.89	10.8	1.44	4.2	1.11
2	依存財源	24.9	2.41	30.1	4.01	43.2	11.50
(1)	市町村交付税	15.3	1.48	11.1	1.48	26.4	7.03
(2)	国県支出金	9.6	0.93	19.0	2.53	16.8	4.46
(3)	その他					0	0.01
3	その他	18.6	1.80	15.2	2.02	14.0	3.72
(1)	市町村債	3.7	0.36	2.9	0.39	5.7	1.51
(2)	その他	14.9	1.44	12.3	1.63	8.3	2.21
	計	100.0	9.68	100.0	13.34	100.0	26.64

〈7〉

II 九州（県・町村）と沖縄（政府・市町村）の財政比較

九州各県町村会長、同事務局長会議が去る5月4日に沖縄で開催された。沖縄からは「旧沖縄県地域総合開発事業に対する技術財政援助促進に関する要望について」の議題が提案、全会一致で採択され、全国町村会を通して本土政府衆参両院に強く訴えることになった。

提案の理由としては

「講和条約第三条の規定にもとづいて、沖縄の同胞90万は、いまなお米国の政下であり、戦後19年になるのに、いまだにその不自然な地位からくる諸問題の解決は、その技術面からも本土の町村に比べて格段の差があり、台風の常襲地域としての災害や干ばつなどの被害のため、その基本施設の復興も一進一退の現況である。それに貿易の自由化は、貧困な沖縄経済を危機におとしおれつつあり、この困難な時点の打開には沖縄地域の総合開発事業による経済開発がなされなければならない。」というものである。

そこで、こんどは九州ブロック会議をきっかけに九州各県と沖縄、九州各県の町村と沖縄の市町村の主なる収入について別表により比較検討してみた。

1 佐賀県と琉球政府の主なる収入の比較

昭和36年度における九州各県の歳入中に占める主なる収入の割合を、1962年度の琉球政府の決算と比較すると第1表、第2表のとおりである。

ここでは沖縄と人口規模がほぼ似かよった佐賀県を取り上げて比較してみることにしよう。

まず、歳入決算規模でみると、佐賀の3,985万6千ドルを沖縄の3,531万ドルに比べると、沖縄は佐賀の約90%の財政規模となっている。

県税（政府税）の歳入中に占める割合をみると、佐賀の12%に対し沖縄は70%になっている。それを人口一人当たり負担額で比較すると、佐賀の5ドル7セントに対し、沖縄は28ドル2セントだから約5.6倍となっている。

次に地方交付税と国庫支出金について比較してみよう。

佐賀の地方交付税は1,391万2千ドル（50億円）で歳入中に占める構成比が34.9%、一人当たり額が14ドル70セントとなっている。国庫支出金が1,478万2千ドル（53億円）で構成比が37.6%で一人当たり額15ドル68セントとなっている。

ところで、地方交付税と国庫支出金の依存財源の合算額の歳入総額に占める割合は72%で、一人当たり額では30ドル43セントとなっている。

これを沖縄と比較する場合、本土府県の地方交付税や国庫支出金に相当するものは、日米両政府の援助で比較するしかない。

1962年度の民政府補助金は、482万ドル（17億）で、歳入に占める割合は13.7%で一人当たり額は5ドル46セントとなっている。日本政府補助金は5万5千ドル（2千万円）で構成費は0.2%で一人当たり額は僅かに6セントである。

民政府補助金と日本政府補助金を依存財源としてみた場合、歳入中に占める構成比は13.9%で一人当たり額では5ドル52セントとなり、佐賀は沖縄の約5.5倍となっている。

以上、琉球政府と佐賀県の歳入中に占める収入の割合を単的に比較してみた。制度上の違いで、このままの数字でみることは至当ではないが、これまでの比較で判明しているように、米国政府は施政権者として、日本政府は自分の国民に対しての義務が果されていないことはいままでもない。

ここでははっきりしているように沖縄の政府財政、市町村財政の逼迫は日米援助、すなわち財政支出金が増大されない限り解決されるものではない。

2 佐賀県町村と沖縄の市町村の主なる収入の比較

次に九州各県の町村の歳入中に占める主なる収入の割合と、沖縄の市町村を第3表、第4表で比較してみた。

ここでは佐賀県の町村と沖縄の市町村の決算額に教育区の決算額を合算したものについて比較することにした。

歳入総額の一人当たり額でみると佐賀の22ドル92セントに対し、沖縄が13ドル35セントで、佐賀は沖縄の約2.7倍の一人当たり歳入規模となっている。

市町村税の歳入中に占める割合は、佐賀の32%で一人当たり額7ドル33セントに対し、沖縄は27.6%で、一人当たり額3ドル69セントとなっており、構成比では大差はないが、一人当たり額では佐賀は沖縄の約1.6倍となっている。

しかし、これはあくまでも単的な比較であって、これをもって沖縄は佐賀よりも市町村税の負担は軽いということではない。これは本土と沖縄の場合の国および府県と市町村との事務の負担区分と税源の配分等によるものであることを考えなければならない。

市町村交付税の歳入中に占める割合では、佐賀が26.4%で一人当たり額が6ドル4セントとなっている。沖縄の場合11.1%で一人当たり額は1ドル48セントで、佐賀は沖縄の約4倍ということになっている。

勿論沖縄の場合は交付税のなかには教育費は含まれていないのでその分だけ少なくなることは当然であるが、理由は基準財政需要額の算定に当って、その水準が著しく低いことに基因している。これからみても沖縄の市町村交付税制度が財源保障制度としての機能を十分に果しているとはいえない。

政府支出金の歳入中に占める割合では、佐賀が13.2%で一人当り額3ドル3セントに対し、沖縄は19%で、一人当り額2ドル53セントとなっている。沖縄の場合は、先に述べた地方交付税の中から抜けている教育費が、政府支出金の中に含まれているが、それでも一人当り額では、沖縄は佐賀の80%にしか当たらない。

ところで、地方交付税と国庫支出の合算額、すなわち依存財源の歳入総額に占める割合は、佐賀の一人当り額9ドル7セントに対し、沖縄は30.9%で一人当り額で4ドル1セントで、佐賀は沖縄の約2.2倍となっている。

以上、佐賀県の町村と沖縄の市町村の財政についての比較をみたが、既述したように、本土と沖縄との比較については制度の違いでこれを単的に比較することは至当ではないが、これらの比較によって沖縄の市町村財政が如何に弱小なものであるかがはっきり現われている。

〈第1表〉 昭和36年度九州各県の歳入中に占める主なる収入の割合 (単位・千ドル)

区 分	歳入総額		府 県 税		地 方 交 付 税		国 庫 支 出 金		そ の 他		人 口 昭和35国調
	金額	A 構成	金額	B/A	金額	C/A	金額	D/A	金額	E/A	
福 岡	[34.15]	100	[13.07]	38.3	[3.20]	9.3	[12.42]	36.4	[5.46]	21,889	4,007千人
佐 賀	[42.27]	100	[5.07]	12.0	[14.75]	34.9	[15.68]	37.1	[6.77]	6,386	943
長 崎	[37.97]	100	[5.64]	14.8	[10.55]	27.8	[14.28]	37.6	[7.50]	13,208	1,760
熊 本	[37.84]	100	[4.46]	11.8	[12.17]	32.2	[13.94]	36.8	[7.27]	13,490	1,856
大 分	[47.97]	100	[5.39]	11.2	[15.50]	32.3	[18.15]	37.9	[8.93]	11,071	1,240
宮 崎	[50.67]	100	[5.03]	9.9	[16.86]	33.3	[17.32]	34.2	[11.46]	13,004	1,135
鹿 児 島	[39.52]	100	[3.40]	8.6	[14.68]	37.2	[15.92]	40.3	[5.52]	10,841	1,964

注 括弧内は1人当り額(単位ドル)を示したものである。

〈第2表〉 1962年度琉球政府の歳入中に占める主なる収入の割合 (単位・千ドル)

区 分	歳入総額		政 府 税		日 本 政 府 補 助 金		そ の 他		人 口
	金額	A 構成	金額	B/A	金額	C/A	金額	E/A	
沖 縄	[39.99]	100	[28.02]	70.0	[5.46]	13.7	[0.06]	[6.45]	883千人
	35,310	100	24,738	70.0	4,820	13.7	59	5,697	6.1

注 括弧内の数字は1人当り額(単位ドル)を示したものである。

〈第3表〉 昭和36年度九州各県（町村）の歳入中に占める主なる取入の割合（単位・千ドル）

区 分	歳入総額		市町村税		地方交付税		国庫支出金		その他		人 口 昭和35国調
	金額	A 構成	金額	B/A	金額	C/A	金額	D/A	金額	E/A	
福岡	(22.43)	100	(7.80)	34.8	(5.56)	24.8	(3.75)	16.7	(5.32)	23.7	1,398千人
佐賀	(22.92)	100	(7.33)	32.0	(6.04)	26.4	(3.03)	13.2	(6.52)	28.4	491
長崎	(22.09)	100	(6.03)	27.3	(7.43)	33.6	(3.79)	17.2	(4.84)	21.9	839
熊本	(22.52)	100	(6.36)	28.3	(7.16)	31.8	(2.73)	12.1	(6.27)	27.8	990
大分	(25.60)	100	(6.40)	25.0	(7.56)	29.5	(4.35)	17.0	(7.29)	28.5	624
宮崎	(24.73)	100	(6.55)	26.5	(6.96)	28.1	(4.28)	17.3	(6.94)	28.1	523
鹿児島	(23.46)	100	(4.56)	19.4	(7.99)	34.1	(4.82)	20.6	(6.09)	25.9	1,097

注 括弧内の数字は1人当り額（単位ドル）を示したものである。
 注 括弧内の数字は1962年度沖縄の市町村歳入中に占める主なる取入の割合（単位・ドル）

区 分	歳入総額		市町村税		市町村交付税		政府支出金		その他		人 口 1961年国調
	金額	A 構成	金額	B/A	金額	C/A	金額	D/A	金額	E/A	
沖 縄	(9.69)	100	(2.40)	24.8	(1.48)	15.3	(0.93)	9.6	(4.88)	50.3	883千人
沖 縄 (教育費を含む)	(13.35)	100	(3.69)	27.6	(1.48)	11.1	(2.53)	19.0	(5.65)	42.3	883

注 1 括弧内の数字は1人当り額（単位ドル）を示したものである。
 注 2 沖縄の場合、教育区の決算を含めたものは、教員の給与補助を控除したものである。

III 市町村交付税法を本土法に適用した場合

昭和36年度の最終の予算補正による単位費用を用いて、沖縄の市町村交付税を本土法に適用した場合、自治省は6,944,444ドル（25億円）と推計している。この額は教育区に属する教育費を含めたものであるが、特別交付税は含まない、いわゆる普通交付税額である。これを沖縄の1962年度の市町村交付税総額1,306,368ドル（4億7千万円）と比較すると、本土法を適用した場合の18.8%、さらに教育費の2,222,000ドル（8億円）を除いた額4,722,222ドル（17億円）と比較すると27.7%の交付税しか交付されていなかったことになる。

この資料に基づき昭和39年度の本土の交付税法を適用した場合の交付税額と、1965年度の沖縄の市町村交付税の総額について比較してみよう。その前に本土法を適用して推計した総額について説明しなければならない。先ず基準財政需要額についての補正後の数値は、1962年度に自治省が推計した数値をとったが、教育費については、文教局の調査による最近の実数に基づき、そのほか昭和36年度以降に新しく設けられた測定単位を用いて基準財政需要額を推計した。

次に基準財政収入額も同じく自治省が推計した昭和36年度の額に、毎年10%の伸張をみて別表市町村税収入見込額推計により算出した。なお、基準財政収入額については、本土では昭和39年度から市町村の基準財政需要額の算定の合理化、市町村間の財源の均衡化を一層推進する目的で、基準税率を従来の100分の70から100分の75に引き上げられているので、それに準じて別表市町村税収入見込額推計の小計の100分の75を基準財政収入額として算出した。

以上の方法で推計した昭和39年度の普通交付税額は10,893,425ドル（39億2千万円）で、これを昭和36年度推計額の6,944,444ドル（25億円）に比べると3,948,981ドル（14億2千万円）の増となっている。

これは本土における近年のめざましい経済発展に伴って、地方交付税の母税である所得税、法人税、酒税の三税が大きく伸びてきたことに基因している。すなわち、本土の場合昭和37年度で二回の補正予算で、地方交付税が393億円、昭和38年度でも同じく二回の補正予算で446億円がそれぞれ増額している。

さらに昭和39年度は、昭和38年度当初予算よりも848億円の増となっている。このように本土においては、近年のめざましい経済発展による政府税の伸び

があるにもかかわらず、さらに昭和36年度では100分の28.5であった繰入率が、現在では100分の28.9に引き上げられ、地方団体の財源充実に十分なる措置が講じられたためである。

特別交付税は普通交付税の算定では捕捉し得なかつた事情を考慮して配分されるものであるので、交付額の推計はできないが、類似県の交付額を参考にして1,250,000ドル(4億5千万円)とした。

これは現在の沖縄の市町村交付税の普通交付税と特別交付税の配分率が100対15で、特別交付税の比重が重く、本土法を適用した場合との比較においてどうしても必要であったので推計した。

以上が本土法を適用した場合の概略であるが、これを沖縄における1965年度の子算額と比較すると別表のとおりである。先ず交付税総額で比較すると、1965年度の交付税総額3,856,774ドルは、本土法を適用した交付税総額12,143,425ドル(43億7千万円)の29.9%で、教育費を除いた額7,746,661ドル(27億9千万円)の49.8%となっている。

さらに沖縄の場合、教育区に対しても地方交付税的な性格を有している教育区財政調整補助金が、220,000ドル交付されているので、それを交付税に合算して比較してみても、本土法を適用した場合の33.6%の交付税しか交付されていないことになる。

【第1表】 市町村交付税を本土法に適用した場合との比較

区 分	本土法適用(昭和39年度)		1965年度子算		比較増減(A-B)		B/A × 100
	A	B	千円	ドル	千円	ドル	
A 基準財政需要額	3,169,048	6,802,912	1,962,010	5,450,028	1,207,038	3,352,884	61.9
B 基準財政収入額	830,250	2,306,250	766,758	2,129,884	2,789,873	7,749,647	41.3
(A-B) 財源不足額	2,338,798	6,496,661	1,195,252	3,320,144	1,143,546	3,176,517	51.1
C' 普通交付税	3,921,633	10,893,425	1,180,174	3,278,261	2,726,381	7,573,281	30.5
D 特別交付税	450,000	1,250,000	208,266	578,517	1,158,624	3,218,400	50.5
E 既往年度積算分			47,014	130,594	241,734	671,483	46.3
C+D 交付税総額	2,788,798	7,746,661	1,388,439	3,856,774	1,400,359	3,889,887	49.8
F 教育区財政調整補助金	4,371,633	12,143,425	79,200	220,000	2,983,194	8,286,651	31.8
C+D+F 総額	4,371,633	12,143,425	1,467,639	4,076,774	2,903,994	8,066,651	33.6

注 (1) 括弧内の数字は教育財政需要額を控除して算定したものである。

〈第2表〉 基礎財政需要額推計

経費の種類	測定単位	補正後数値	単 位 費 用		需 要 額	
			円	\$	千円	\$
一 助成費	人 口	811,990	447.00	1.24	362,960	1,008,222
二 土木費						
1 道路費	面積	6,274,224	14.50	0.04	90,976	252,711
	延長	1,417,831	13.60	0.04	19,283	53,564
2 橋りょう費	面積	16,123	454.00	1.26	7,320	20,333
	延長	3,173	784.00	2.18	2,488	6,911
3 港湾費	埋留施設の延長 (含漁港)	377	2,230.00	6.19	841	2,336
	外かく施設の延長	457	4,400.00	12.22	2,011	5,586
4 都市計画費	都市区域人口	369,408	213.00	0.59	78,684	218,567
	区域整理施行面積	750,000	11.90	0.03	8,925	24,792
5 その他の土木費	人 口	780,792	134.00	0.37	104,626	290,628
三 教育費						
1 小学校費	児童数	159,774	1,590.00	4.42	254,041	705,669
	級数	3,606	116,600.00	323.89	420,460	1,167,944
	学級数	237	536,000.00	1,488.89	127,032	352,867
	生徒数	77,799	1,740.00	4.83	135,370	376,027
2 中学校費	生徒数	1,675	1,740.00	4.83	135,370	376,027
	学級数	157	833,000.00	2,308.56	82,082	228,006
3 高等学校費	生徒数		568,800.00	1,580.00		
	教員数		5,520.00	15.33		
4 その他の教育費	人 口	1,239,776	282.00	0.78	349,617	971,158
四 厚生労働費						
1 生活保護費	市部人口	460,894	292.00	0.81	134,581	373,836
2 社会福祉費	人 口	950,092	78.00	0.22	74,107	205,853
3 保健衛生費	人 口	1,003,279	112.00	0.31	112,367	312,131
4 清掃費	人 口	1,003,279	345.00	0.96	346,131	961,475
5 労働費	失業者数	5,000	37,100.00	103.06	185,500	515,278
五 産業行政費						
1 農業行政費	農家数	1,01,215	3,380.00	9.33	340,082	944,672
2 商工行政費	商工従業者数	80,790	284.00	0.79	22,944	63,733
3 その他の行政費	林水従業者数	8,197	2,070.00	5.75	16,968	47,133
六 その他の行政費						
1 徴税費	市町村の税額	830,250	125.00	0.35	103,781	288,281
2 戸籍住民登録費	本籍人口	986,171	50.00	0.14	49,309	136,969
	世帯数	229,057	199.00	0.55	45,583	126,620
3 その他の行政費	人 口	1,261,869	805.00	2.24	1,015,805	2,821,681
	面積	128	342,000.00	960.00	43,776	121,800
七 償還費						
1 災害復旧事業費 (指定又は許可分) の元利償還金			980.00	2.64		
八 償還費						
1 公共事業指定債 の元利償還金			250.00	0.69		
九 償還費						
1 辺地特別措置法 による地方債の 元利償還			570.00	1.58		
十 高等学校生徒奨励費			16,000.00	44.44		
計					4,761,883	13,199,675
教育関係の財政需要額					1,582,835	4,396,763
教育関係の財政需要額を差し引いた額					3,169,048	8,802,912

〈第3表〉 市町村税収入見込推計

項 目	1962年度 税 額		1965年度 税 額	
	百万円	\$	百万円	\$
市町村民税	236	655,556	314	872,545
(1) 個人均等割	54	150,000	72	199,650
(2) 個人所得割	116	322,222	154	428,877
(3) 法人均等割	2	5,556	3	7,395
(4) 法人税割	64	177,778	85	236,623
純固定資産税	369	1,025,000	491	1,364,275
(1) 土地	209	580,555	278	772,719
田	38	105,555	51	140,494
畑	67	186,111	89	247,714
宅地	104	288,889	138	384,511
(2) 家庭	110	305,556	146	406,695
(3) 償却資産	50	138,889	67	184,861
たばこ消費税	180	500,000	240	665,500
電気ガス税	47	130,555	62	173,769
小 計	832	2,311,111	1,107	3,076,089
そ の 他	75	208,333	100	277,291
合 計	907	2,519,444	1,207	3,353,380
徴 収 率	85%		85%	
収 入 額	777	2,141,667	1,034	2,850,559

IV 奄美大島と沖縄の市町村(教育区を含む)との財政比較

はじめに

昨年4月奄美大島を視察して、その結果を「奄美大島の報告書」として、市町村財政を中心とした復帰後の状況をかなり詳しく纏め、関係各方面の参考に供したのであるが、ここに再び奄美大島と沖縄の市町村財政を比較することにした。

このことは、かつて沖縄と同じ運命にあえいだ奄美大島が、復帰後今年は11年目を迎え、どのように変わってきたかを、沖縄と比較することは、現在の沖縄のすがたを知る上において最も必要と考えるからである。

これを比較するに当り、沖縄は1962年度、奄美大島は昭和36年度の決算をとったが、相互間の制度上の相違点を少しでも近づけるため、沖縄の場合、市町村とは別法人になっている教育区の決算を目的別に分類し、教育区に属する教員給与と市町村から、教育区に支出されている補助金を控除した決算額を合算して、一市町村平均の財政規模を算出したものであり、これを第1表、第2表により、若干の分析を試みることにした。

1 歳入の状況

(1) 市町村税

市町村税の歳入中に占める割合をみると、大島の7.7%に対し、沖縄は27.6%だから沖縄は大島の3.6倍で、これを一人当たり額でみると、大島の2ドル34セントに対し、沖縄は3ドル69セントで1.5倍となっている。

ちなみにこれを国民所得の面からその負担状況を比較すると、昭和36年度の大島の一人当たり国民所得は170ドル(61,283円)で、これを沖縄の1962年度の一人当たり国民所得262ドルと比較すると、大島は沖縄の65%にあたる。さらに人口一人当たり額の市町村税負担額の比較でも、大島は沖縄の65%に当り、数字の上では両者が旨く一致している。勿論、大島と沖縄の場合は国民所得のとらえ方や市町村税の制度上にも問題があることをみなければならない。例えば、大島の場合、大衆課税的傾向をもっている煙草消費税、電気ガス税が市町村税の33.8%も占めており、それらのことを考慮してみなければならないが、とにかく大島が税源に恵まれていないことがわかる。

(2) 地方交付税

地方交付税の歳入中に占める割合は、大島が31.7%で一人当たり額9ドル68セ

ントに対し、沖縄は11.1%で、一人当たり額1ドル48セントになっており、構成比では大島は沖縄の2.8倍、一人当たり額では6.5倍となっている。

これを昭和26年度における本土法を適用した交付税額6,944,444ドル(普通交付税)と1962年度の市町村交付税交付額1,306,368ドルと比較すると、大島は沖縄の5倍となっている。これは大島が沖縄よりも基準財政収入額が少ないことと特別交付税を含めて算定した場合、交付税一人当たり額で大島は沖縄の6.5倍とほぼ一致することがわかる。

(3) 一般財源

一般財源(地方税・地方交付税・譲与税)で比較する大島の歳入中に占める割合は、39.4%で一人当たり額12ドル2セントに対し、沖縄は38.7%で、一人当たり額では5ドル17セントとなっている。

構成比ではほぼ同じであるが、一人当たり額では、沖縄は大島の半分にも足りないことは、市町村交付税の少ないことに基因していることはいうまでもないが、いずれにしても沖縄の市町村財政のせい弱性を示している。

(4) 国庫支出金

国庫支出金(国庫支出金・県支出金)で比較すると、大島の歳入中に占める割合は43%で一人当たり額13ドル10セントに対し、沖縄は構成比が19.0%、一人当たり額では2ドル53セントとなっており、構成比では、大島は沖縄の2.3倍、一人当たり額では5.2倍となっている。

特に大島の国庫支出金の比率が高いことは奄美群島復興事業による多額の国庫支出金と離島振興事業などの実施によるものである。

(5) 地方債

大島の地方債の歳入中に占める割合は7.4%で、一人当たり額では2ドル25セントに対し、沖縄は2.9%で、一人当たり額では39セントとなっている。構成比では、大島は沖縄の2.2倍、一人当たり額では5.8倍となっている。

市町村債の比率の高いのは、大島の市町村の公共事業は、奄美群島復興事業に基づく高率補助で施行されているが、これに伴う市町村負担は財政力のせい弱からいきおい、その財源を地方債に求めているためである。

大島のそのほかの歳入では、ほとんどみるべきものはないが、沖縄の場合は財産収入、雑収入、繰越金などがかなりの比重を占めている。

まず、財産収入と雑収入の比重が高いことは、市町村有地及び非細分土地の

軍用土地賃貸料が両方にはいつているためである。

次に繰越金が沖縄の場合、歳入中に占める割合が8.5%、一人当り額で1ドル13セントと高率を示している。このことは年度末になってからの政府支出金及び市町村における諸種の事情等により、当該年度において事業執行ができなため、予算繰越しを余儀なくされたものと、一般剰余金等であるが、計画的で効率的に財政を執行する面からして十分なる配慮がなされなければならない。

2 歳出の状況

歳出決算額について、その主なる科目で比較すると、役所費では大島の場合歳出中に占める割合は16.9%で、一人当り額5ドル17セントに対し、沖縄は構成比が25.3%、一人当り額が3ドル10セントで、構成比では沖縄がいちぢるしく高くなっているが、一人当り額では大島は沖縄の1.7倍となっている。

次に投資的経費である土木費と産業経済費の差額はいちぢるしいものである。まず、土木費は大島が10.2%で一人当り額3ドル14セントに対し、沖縄は11.8%で、一人当り額では1ドル45セントとなっている。構成比では多少沖縄が上回っているが、一人当り額では大島の半分にも足りない現状である。

さらに産業経済費では大島の18.1%で、一人当り5ドル56セントに対し、沖縄は7.3%で、一人当り額では90セントとなっている。構成比では大島は沖縄の3.5倍、一人当り額では6倍となっている。

これらの比率が高くなっているのは、既述したように奄美群島復興事業補助金及び離島振興補助金などによるものである。

特に沖縄における産業経済費に占める比率及び人口一人当り額が低位にあることは、沖縄の経済構造からしても、一段とその面の開発がなされなければならない。

教育費の歳出中に占める割合でみると、大島の20%で、一人当り額6ドル14セントに対し沖縄は28.7%で、一人当り額では3ドル52セントとなっている。

教育費は、沖縄の場合市町村とは別法人になっている教育区の歳出決算額をそのままのため、構成比では沖縄の方が上回っているが、それでも一人当り額では沖縄がいちぢるしく下回っている。

社会及び労働施設費の歳出中に占める割合は、大島の17.2%で、一人当り額5ドル27セントに対し、沖縄は6.2%で、一人当り額は77セントとなっており、

沖縄がいちぢるしく低くなっているが、それでも沖縄の場合、本土では教育費の中に含まれている社会教育関係の補助金も含まれている。

むすび

以上、大島と沖縄の市町村財政についての比較をみてきたのであるが、各科目の比較によってははっきりしているように、沖縄の市町村財政が如何に貧弱なものであるかが如実にあらわれている。

奄美大島と沖縄の市町村を決算規模でみると、歳入決算では大島の30ドル49セントに対し、沖縄は13ドル34セントで、歳出決算では大島の30ドル65セントに対し、沖縄は12ドル27セントで、大島は沖縄の2.5倍の財政規模を有していることになる。

既述したように大島と沖縄との比較においては、制度の違いがあることを考えなくてはならないが、何れにしても沖縄の場合教育区の決算を含めての比較であり、この格差が沖縄と本土との市町村財政の現実のすがたであることは数字の上にはっきりあらわれている。

特に大島の場合人口一人当り歳入決算額・歳出決算額は、いずれも全国町村平均を上回る数字を示している。

しかし、これは大島の市町村みずからの財政力の強さをあらわしているものではなく、国の手厚い財政措置、特に特別措置法に基づく奄美群島復興事業に対する高率補助により、高水準を維持していることを見逃してはならない。

第1表

奄美大島と沖縄歳入決算比較

区 分 目	大 島				沖 縄			
	決算額	一市町村当 り決算額	構成比	人口一 人当り	決算額	一市町村当 り決算額	構成比	人口一 人当り
1 市 町 村 税	45,905.53	3,278.8	7.7	2.34	3,255,753	5,426.3	2.76	3.69
2 地方譲与税	653	45						
3 地方交付税	1,902,219	1,558.73	31.7	9.68	1,306,368	2,177.3	1.11	1.48
4 国庫支出金	2,357,808	1,684.15	39.4	12.00				
5 県支出金	216,333	154.52	3.6	1.10	2,236,918	3,728.2	19.0	25.3
6 財産収入	160,350	1,156.4	2.7	0.82	1,341,217	2,235.5	1.13	1.52
7 分担金及び負担金	657.44	46.96	1.1	0.33	378,164	630.3	3.2	0.43
8 使用料及び手数料	113,903	813.6	1.9	0.58	587,096	978.5	5.0	0.66
9 寄附金	6,314.2	45.10	1.0	0.32	79,283	132.1	0.7	0.09
10 繰入金	396.92	2.855	0.7	0.20	3,627.99	6.047	3.1	0.41
11 繰入金	9,645.6	6,890	1.6	0.47	893,805	1,489.7	7.6	1.01
12 繰越金	738.78	5,277	1.2	0.38	1,000,995	1,668.3	8.5	1.13
13 地方債	441,111	3,190.7	7.4	2.25	341,145	568.6	2.9	0.39
計	5,990,303	4,278.78	100	3.049	1,783,543	19,639.3	100	13.34

注(1) 大島は昭和36年度、沖縄は1962年度の決算額(教育区決算額を含む)である。

(2) 大島は14市町村で人口196,483人(市町村平均14,034人)で沖縄は60市町村で人口883,122人(市町村平均14,719人)である。

第2表

奄美大島と沖縄の歳出決算比較

区 分 目	大 島				沖 縄			
	決算額	一市町村当 り決算額	構成比	人口一 人当り	決算額	一市町村当 り決算額	構成比	人口一 人当り
1 一般会費	140,017	1,000.1	2.3	0.71	3,032,44	5,054	2.8	0.34
2 役所役場費	1,015,055	72,504	16.9	51.7	2,737,743	45,629	25.3	3.10
3 消防費	578,92	4,135	1.0	0.29	22,435.4	373.9	2.1	0.25
4 土木費	616,350	4,402.5	10.2	31.4	1,277,732	2,129.6	11.8	1.45
5 教育費	1,206,494	8,617.8	20.0	63.4	3,108,953	5,180.3	28.7	3.52
6 社会及び労働施設費	1,035,158	7,394.0	12.2	52.7	678,099	1,130.2	6.2	0.77
7 保健衛生費	91,225	651.6	1.5	0.46	2,455.8	40.92	2.3	0.28
8 産業経済費	1,092,597	7,804.3	18.1	55.6	79,637.9	132.3	7.3	0.90
9 財産費	102,258	730.4	1.7	0.52	608,704	1,014.6	5.6	0.69
10 統計調査費	1,300	9.3	0	0.01				
11 選挙費	20,525	146.6	0.4	0.10	5,281.1	8.80	0.5	0.06
12 公債費	201,036	1,436.0	3.3	10.2	428,763	7,146	4.0	0.49
13 諸支出金	14,4728	103.38	2.4	0.74	373,626	6,227	3.4	0.42
14 その他	293,228	2,130.2	5.0	15.2				
歳出合計	6,022,864	43,020.5	100	306.5	10,835,146	18,058.6	100	12.27

○ 拜啓 陽春の候益々御清祥の段お慶び申上げます。
扱てこの度引揚者代表全国大会参加の為歸地訪問
いたしましたか、その間公私に亘り多大の御厚情と
御配慮を賜り厚く御礼申上げます。お蔭をもちまし
て所期の目的を達し全員無事四月七日帰沖致しまし
た。

○ 大会を通じ又貴県団体との懇談の席で充分勉強さ
せて頂き真に有意義であつたと確信致しております
今後この経験を生して沖繩在住十余万引揚者のた
め本問題解決のため頑張る所存でありますので何卒
よるしく御指導を賜りますようお願い申し上げます。
末筆乍ら皆様方の御健勝と御多幸を心からお祈り申
し上げ略儀乍ら御礼と致します。

○ 昭和四十年四月八日

沖繩外地引揚者協会

副会長 大 嶺 真 三

澤 光 亮

殿

40大市議発才 99 号
昭和40年 4月 1日

外務大臣
椎名悦三郎殿

鹿児島県大口市議会議長
森山盛



在外私有財産国家補償促進に関する
要請決議について

本市議会は、在外私有財産国家補償促進に関し、別紙のとおり決議致しましたから、特段の措置を講ぜられるよう決議書を添え要望致します。

在外私有財産国家補償促進
に関する決議

吾国は敗戦の結果に基づくサンフランシスコ平和条約によつて、在外の国有及び私有財産を凡て連合国への賠償に或は旧領土独立国に対する請求権放棄によつて、贈与措置をとり戦後の国内財産保留に決定的な役割を果たした。

このことは、国家で当然負担すべきであつた賠償等を、一人外地引揚者だけに負担させたことになり、甚だ人道にもとる措置というべきである。

引揚者は早くからその不合理を叫び、政治の是正を乞ひ願つてきたが、漸くにして世論もこれを認め、政府におかれても、在外財産問題審議会を設置し、一応積極的に解決する意図を示された。然しながら今において、尙決定をみないことは誠に遺憾である。

戦後も20年を経過し、吾国同様に敗戦の憂目を見たドイツ、イタリアに於いては既に数年前にこれが完全な解決を見ており、吾国においても引揚者に対する補償の具体的措置を速かに講ぜられるよう切に要望する。

以上決議する。

昭和40年3月29日

大口市議会

北海
道
議
会

小笠原諸島における施政権返還に関する
要望決議

小笠原諸島における施政権返還に関する要望決議

小笠原諸島の施政権返還については、小笠原諸島の住民のみならず北海道五百万住民を含め全国民の強い願望となつている。

しかるに、本地域はすでに約二十年の永きにわたり米国の施政下にあつて、いまなおその解決をみていないことは、まことに遺憾にたえないところである。この間、国会においてもすでに四回にわたつて小笠原諸島の施政権返還の決議を行ない、日米両国政府に対し要請し続けてきた問題である。

よつて、政府においては、これら国会並びに地域住民を含む全国民の総意にこたえ、小笠原諸島の施政権返還について最善の措置を講ぜられるよう本議会の決議をもつて強く要望する。

右決議する。

昭和四十年四月六日

北海道議会議長 岩 本 政



外務大臣
椎名悦三郎 殿

要 望 書

在日朝鮮公民の祖国往來について

日本に在留している朝鮮人は、解放後二十年もたつた今日にいたるまで祖国—朝鮮民主主義人民共和國との往來が認められない実情を了承し、このため在日朝鮮人は、はかりしれない不幸と精神的苦痛をうけておることを考えるとき、このような状態は人道と人権尊重の観点から早急に是正されなければならない基本的な問題をもつております。

日本政府として諸般の情勢を勘案せられた在日朝鮮公民の祖国への往來制限の撤廃又は緩和いたされるよう別紙陳情書を添え、ここに要望致します。

昭和四十年三月三十日

竹田市議会議長 菅 八 郎

外務大臣

権名院三郎 殿



陳情文書第七号

昭和四十年三月十六日 受付

昭和四十年三月二十五日 提出

提出者 大 原 コ ト

(陳 応 仙)

在日朝鮮公民の祖國往來について

(陳情の主旨)

日本に在留している朝鮮人は、解放後二〇年もたつた今日にいたるまで、祖國―朝鮮民主主義人民共和國との往來が認められておりません。

このため、在日朝鮮人は、はかり知れない不幸と精神的苦痛をうけております。

このような状態は、人道と人権尊重の見地からもすみやかに是正されなければならないと存じます。

つきましては、貴議会が在日朝鮮人のおかれていたる実情を深く御了察のうえ在日朝鮮人が祖國と往來できるよう日本政府関係当局に意見書を提出していただきたく、ここにその理由を添えて陳情する次第であります。

(陳情の理由)

いま日本に在留している六〇万ちかい朝鮮人は、約半世紀にわたる日本の朝鮮支配の時期に、徴用、徴兵などてつれてこられたか、あるいは故郷で生きる道をうばわれ、やむなく日本に渡つてきた人たちとその子弟たちであります。

こうして、日本に存留するようになった朝鮮人は解放後二〇年にもなるのに祖國―朝鮮民主主義人民共和國との往來の道が全く閉ざされております。

そのため懐しい自分の祖國を訪れることもできず、生き別れになつた肉親と会うこともできないという不幸な状態が二〇年間も続いているのであります。

これはきわめて不自然なことであり、人道と人権尊重の立場からもこれ以上放置できない緊急に解決を要する問題になつております。

在日朝鮮人が自分の祖國へ往來することとは、在日朝鮮人の歴史的事情からみても、人道的立場からみてもまた国際慣例の上からも当然認められなければならないものであります。

自分の祖國との往來の自由は何人も侵すことのできない人間固有の基本的権利に属するもの

であります。
貴議会におかれては以上の趣旨を了とせられ慎重御審議のうえ、在日朝鮮公民の祖国との往
来が実現をみるよう、日本政府関係当局に意見書を提出して下さることをここに陳情するも
のであります。

昭和四拾年参月廿五日 採擇

竹田市議會議長

菅 八郎



日本固有の北方領土回復に関する意見書

齒舞島、色丹島は古くから地理的にも行政的にも北海道の一部であり、しこうして、国後、択捉の両島もまた、日本固有の領土であることは、疑うことのない明瞭なる事実であり、これが返還は関係島民のみならず国民全部の総意であります。

政府はなるべくすみやかに領土問題を含む平和条約締結に関する交渉をソ連政府との間に開始し、懸案になつてゐるわが国固有の領土である北方領土問題を解決し、これをわが国に復帰せしめるよう最善の努力を払うべきであります。

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します。

昭和四十年三月二十六日

新潟県議会議員 戸田文



外務大臣 佐々木三郎 殿

東西貿易の拡大に關する意見書

わが国と共産諸国間との貿易は、世界貿易進展の一環として、逐年伸長の一途を進みつつあることは、關係諸国民の民生福利増進のため、慶賀にたえないところでありますが、近時わが国経済は供給過剰の様相を深めつつあつて、政府は、金融界及び関連業界の諸対策が適応にとられつつあるにしても、なお事態の好転には若干の時日を要する現況であります。

当面、これが打開策として対外貿易の振興と拡大が、最大の急務とされており、なかんずく歴史的、地理的に密接な關係のある近接諸国との貿易の拡大をはかることについても、朝野の強い期待と関心が集められており、またすでに一部の自由諸国においては共産諸国との間に、逐年友好的な通商外交政策がとられつつあることは周知のとおりであります。

しかるに、昨年におけるわが国東西貿易の実績が、全貿易額六パーセントにすぎないことは遺憾であります。

よつて政府は今日の内外経済情勢と国民世論の動向にこたえ、東西貿易の振興についても適切な措置をとられるよう、左記事項の促進と実現を要望いたします。

記

- 一 日中、日ソ貿易の拡大
- 二 一九六五年北京・上海日本工業展覽会の開催支持と政府補助金の支出

右、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出します
昭和四十年三月二十六日

新潟県議会議長 戸田文



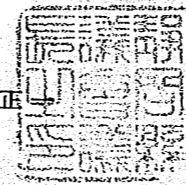
外務大臣 椎名悦三郎殿

手書

昭和40年3月19日

外務大臣 椎名悦三郎 殿

静岡県 農会 会長 伊良原 正



北方領土の即時返還に関する意見書

北方領土(歯舞・色丹・択捉・国後)は、元来地理的にも、
政的にも、また歴史的にもわが国固有の領土であり、
サンフランシスコ平和条約でわが国が放棄した千島列
に含まれていないことは、サンフランシスコ平和会
においても明らかである。

よつて政府は、日ソ共同宣言及び松本日本国全権、
グロムイコジ連邦外務次官との往復書簡に基づき、
やかに領土問題を含み平和条約締結をはかり、国民の
願である北方領土の日本返還を実現すべきである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見
を提出する。



沖繩援助に関する方針について

自民党沖繩問題特別委員会

(四〇・五・二七)

沖繩と日本本土との間にある社会福祉、教育、公衆衛生等に関する格差を解消し、将来の復帰に備えるとともに沖繩住民の安寧、福祉の向上を図ることは沖繩に関する基本方針である。

一九六二年三月のケネディ大統領の沖繩新政策により、改めてこの方針が確認され、沖繩政策の前進が期待されたが、その後数年を経た現在においても沖繩と日本本土との間には今なお相当の格差が見受けられる。そして近時琉球政府の財政がますます困窮の度を加えるに従い、今にして何等かの現状打開の措置を講じなければ到底将来において格差を解消することは不可能と思われる事態に立至っている。

従つて自由民主党としてはこの際、今後三ヶ年以内に格差のうち主要なものを解消するとの方針を確立し、その初年度にあたる昭和四一年度においては次の諸項目に重点をおき、援助予算の画期的増額を図らんとするものである。

なお、各事業に対する援助については将来の復帰にそなえて、その援助項目は原則として本土の府県（市町村を含む）が政府より受けているものと同様に取り扱い、また援助金額については本土の相当県における国庫支出金及び地方交付金に相当する金額となるよう取り計うものとする。

一、教育の振興

教育に対する援助は他にさきかけて実施されたものであるが、現状は日本本土と比較して教材、備品、図書等が著るしく劣つておる。

沖繩における教育は「日本国民としての教育」を目的としており、しかも沖繩は古くから教育に熱心であるので、この際、教職員俸給、教科書、施設、備品等の教育費については本土府県並の援助を行うとともに、その他のものについても日本本土並みの教育が行われるよう大幅に援助を増大する必要がある。

二、社会保障制度の拡充

沖繩の社会保障制度は日本本土と比較して最も立遅れている分野であり、概ね次の諸事項について今後急速に充実を図る。

(1) 沖縄の医療の実情を見ると日本々土と著るしく劣つておるので医療対策の充実を図る。特に精神病、結核、ハンセン氏病、寄生虫病対策を一段と強化するとともに亜熱帯医学の研究機関をも兼ねて琉球大学に医学部を設置する。

(2) 沖縄の社会保障制度は未整備の実情にあるので早急に本土並の水準に引上げる。このため社会福祉施設の増加、各種社会保障制度の制定及び既存の制度の改善を図る。

(3) 公務員年金制度を早急に制定する。

三 産業の開発と振興

沖縄の産業は農林水産業が主たるものであるが、自然的及び経済的条件に恵まれていないため、これら産業の振興に当つては技術の向上、基盤整備等に努めるとともに道路港湾等の産業関連施設を整備し、生産の合理化を促進する。

また農林水産業及び中小企業等の振興を図るため、従来からの資金援助のほか、日本本土からの資金を導入する。

なお、砂糖、ハイソ等については生産費引下げのための施策を講ずる。

四 国土の開発

既開発地の開発を含む国土の総合開発計画を樹立し、国土の有効利用を図るとともに併せて産業、経済の開発、文化の向上を促進する。

五 公衆衛生の向上

保健所の強化、下水道、ゴミ処理場、し尿処理場等の設置により公衆衛生の向上を図る。

六 沖縄と日本々土との格差解消を効果的に行うため技術援助を強化するとともに人事交流の途を拓き、また本土と比較して市町村自治能力が低いので自治制度の検討を促進し、行財政面の充実を図る。

(注) 以上の目的を達成するため、日米協議委員会を通じ日米協力して援助費の増額を図るものとし、米国の援助費の増額が困難な場合は、日本政府の負担においてその実現を図る。

北米局長
参事官
北米課長

昭和四十年六月一日

上打込
後

一般重要

自由民主党
沖繩問題特別委員会
委員長 床次 徳二

外務大臣 椎名 悦三郎 殿

「沖繩援助に関する方針について」送付の件
当特別委員会では、別紙「沖繩援助に関する方針について」を策定し、決定いたしました。日米協議委員会における対米交渉、予算作成等に当り、その実現方を要望いたします。

北米

大臣
40.6.13
秘書官室

アメリカ局長
参事官

此米課長

子

昭和二十九年九月二十日

富山県日本国民会議

議長

森田

心



外務大臣 榎本 三郎 殿

沖繩國旗事件に関する申入

オリンピックを前にして、国旗尊重の精神は次第に復興して
、あります。今回発生いたしました^米兵による沖繩に旗を挿
は甚しく日本国民の感情を刺戟し、対米親善友好の
精神をも傷ける事案でありますので、強く米側に申入
れの上、両方加する事件の発生をいよう措置下さいませ
と、御手紙に申上げます。

大臣
39.9.25
秋葉官

引揚者在外私有財産の補償処理促進に
関する意見書

引揚者の在外私有財産問題については、政府におかれても昭和三十一年五月十一日在外財産問題審議会を設置され、その答申により、同三十二年五月十七日引揚者給付金等支給法を施行されたが、根本的な処理解決にはいまだ至らず、さらに、昭和三十九年七月十八日第三次在外財産問題審議会が設置され、本問題解決を積極的に種々配慮されておるが、私有財産権尊重の原則から見れば、何らの具体的補償の方策が講ぜられないまま、いままなお放置されていることは、戦後二十年の今日、まことに遺憾千万である。在外財産について、本年一月三十日東京高等裁判所で、国は補償の義務があると判決で明示された。しかし、補償する国内法規がないと、暗にこれが立法化を指摘しておる。

平和条約では、元來国が支払うべき賠償が事実上在外財産によつて相殺されている現状であり、現に韓国は、米軍の没収した日本人財産を移讓物件であるとして、既成事実を土台に日韓会談において強く主張し、すでに日本政府もこれが返還請求権を放棄し事実上解決されようとしている今日である。

しかしして、これら引揚者が、当時海外に雄飛し、日本の国力発揚と国際親善に大いに寄与したことを考え合わすとき、引揚者のみに犠牲を強要し、国家の負担すべき賠償金の軽減をはかつた事実は、民主主義國家の施策として当を得ないばかりでなく、今後の海外移民、あるいは貿易、企業進出に大きく影響すると考えられる。

よつて政府におかれては、これら引揚者のために在外私有財産の國家補償の立法措置をすみやかに講ぜられるよう強く要望する。右地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和四十年三月二十日

水難救護法の現況に即する改正方について

- 水難救護法は、制定後2回にわたる改正が行なわれているが、
- 第一章遭難船舶の本文については全く改正されておらず、救護の実情と著しく齟齬している。すなわち、外国の遭難船に対して市町村のみが責を負う不合理があり、救護費用の給付は現行においては、市町村長と船長または船舶所有者との間に行なわれるように規定されているが、両者の間に領事事務が仲介し行なわれており、救護の内容についても入国管理、税関等国家事務に支配されるのが大半を占めており、本来このような外国船の救護事務については、国において行なわれるよう法改正を講ぜられたい。

○ 昭和40年7月
外務大臣 権田三郎 殿
全国市議会議員会
会長 福岡市議会議員 石村貞雄

(注) 要望書は沖縄早期復帰に添付

調議発第 95 / 号

昭和40年 10月 8日

外務大臣

椎名悦三郎殿

東京都調布市議会議長

小林 幸吉



東西貿易促進に関する意見書について

東西貿易促進に関し、調布市議会として別紙のとおり意見書を提出いたしますので善処方願い上げます。

東京都調布市

東西貿易促進に関する意見書

東西貿易促進に関する意見書

今日、経済不況が深刻化しつつあるとき、全国の地方住民の切実な要求に基づく日本経済の自立的繁栄と地方産業の平和的發展のために、政府はこの際国民の要望に基づいてすみやかに東西貿易を自主的、積極的に推進されるよう措置を講ぜられたい。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

昭和40年 9月28日

調布市議会議長 小林 幸



非核国家の安全保障条項を含む
核拡散防止条約支持の決議御願い

昭和四十一年二月十日

衆議院議長 山口喜久一郎 殿

コソイギン、ソ連首相が去る二月二日、ジュネーブの軍縮委員会へ送った核拡散防止条約
同盟案の追加案「条約加盟国で、その領土内に核兵器を持たない非核国家には、核保有国
は核攻撃をしない」との案は、非核保有国の安全保障の新案として、中東諸国は歓迎して
いると伝わります。
ソ連新案は、核拡散防止条約の恵沢を普遍的に、広く全世界に及ぼす重大な構想で「核兵
器をその領土内に保有しない諸国」とあるのが、それであります。
但し、領土内に他国の核兵器を置いてある国は、攻撃されるとありますから、日本領土沖
繩に米核兵器があるのだからたとえ日本が条約加盟国となつても、核攻撃の的となります。
よつて、国土の安全確保のため、日本は完全非核保有国とならねばならず、その領土内に
核兵器のかけらも許すべきでないと思ひます。
それには、右ノ連新案を含む核拡散防止条約成立を期すべきであります。かくて、日本の
安全を願う米國も、結局は、沖繩から核兵器を撤回するは必至と存じます。
そうなれば、核兵器置場としての、沖繩重視の、米國の沖繩政策も大転換、國民待望の施

政権も、早急に返還されると期待されます。同じ運命の小笠原復帰も同時に実現します。
なお、中華人民共和国を右新条約に加盟させるにも、沖繩の核兵器撤廃が、有力な誘い水
となります。中共の加盟は、アジア状況を好転させる歴史的な大動因となりますし、日本は
また「核」の脅威から解放され、自由と安心感を享受することができまふ。
何を指しても、かゝる情勢を招致せねばならぬと痛感されます。國民大衆も勿論同感だと
信ずるものであります。
よつて、平和日本の声として、国会で万場一致「核兵器を、その領土内に置かない非核保
有国に対し、核保有国は、核攻撃をしない」との条項を含む核拡散防止条約の早期成立を期
す」と御決議下されば、ジュネーブの軍縮委員会に、効果的な影響を及ぼし、世界各国民
からも喜ばれ、日本は、平和愛好国として、國際的信望を得ることとなります。希望表明
として、ぜひ御決議下されたく御願ひ申し上げます。

沖繩諸島祖国復帰期成会

代表委員
(元首里市長)

仲吉良
東京都江戸川区小松川町四ノ四七

在東京沖繩婦人
團 波久地 船子

東京都目黒区三谷町一三三

東京沖繩
県人会 長 山政良

東京都文京区西片町三ノ八ノ二四

井護士 大城豊

東京都文京区高田老松町十七

特許弁理士
久高 将吉

東京都世田谷区新町二ノ三二九

著述家 伊波南哲

東京都多摩郡保谷町下保谷一五六六

講師 藤部 森田 孟 睦

東京都文京区雑司ヶ谷一二二五

森松産業
会 社長 森松 長光

横浜市鶴見区鶴見町三八三

沖繩歴史
研究会 比嘉 春潮

東京都杉並区西田町一ノ五六六

沖繩歴史
研究会 新里 金福

川崎市上麻生一三二六

青山学院
大学 論師 比屋根 安定

東京都目黒区分寺町本多新田四二七〇

牧場主 川崎 米須 清徳

川崎市大島町四ノ三七

順天堂大学
教授 石川 正通

東京都豊島区馬込六ノ八四七

沖繩音楽
研究会 川崎 龜盛 要

川崎市中西島町一ノ五〇四

元沖繩
農林技師 宮城 桃幸

西宮市甲子園口三ノ二七八

琉球
文学研究会 横浜 島俊盛 敏

横浜市西区元久保町五七

前沖繩
第二高女教諭 松賀 徳

東京都小平市小金井南町二ノ三三八ノ二六

熊本沖繩
人會 長 真栄田 正大郎

熊本市大江町大江三〇〇

熊本市熊本医大

熊本市熊本医大

医学博士
熊本市熊本医大

熊本市熊本医大

熊本市熊本医大

熊本市熊本医大

復帰期成会
北九州代表 山城 瑞公

八幡市熊西町二丁目

元沖繩
第一中教諭 鹿兒島 武町一六四

鹿兒島市武町一六四

鹿兒島市武町一六四

鹿兒島市武町一六四